

新潟医療福祉大学研究倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、「新潟医療福祉大学 研究活動に関する基本方針」に基づき、新潟医療福祉大学（以下、「本学」という。）における学術研究活動（以下、「研究活動」という。）が法令および社会通念に適合し、倫理的かつ適正に行われることを確保するため、研究者および関係者が遵守すべき具体的な行動規範を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において用いる用語の意義は、以下のとおり定める。

- (1) 研究とは、科学及び文化の諸領域における専門的・学際的及び総合的に行う個人研究、学内外の諸機関等と行う共同研究及びプロジェクトによる研究等をいう。
- (2) 研究者とは、本学において研究活動に従事している教職員、研究員、学生および本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。

(大学の責務)

第3条 本学は、研究者が高い倫理観を持ち研究活動を遂行できるよう、必要な教育及び研修を実施し、研究者が自立した研究活動を行うための支援体制の整備に努める。

- (1) 研究者に対する研究倫理教育及び研修の実施
- (2) 不正行為防止及び対応に係る体制の整備
- (3) 研究活動における苦情、通報及び相談を受け付ける窓口の設置
- (4) 不適切な行為が認められた場合の原因究明及び適切な対応

(組織体制)

第4条 前条を実現するための組織として、研究・産官学連携推進機構、研究・産官学連携支援部、倫理審査委員会、動物実験委員会、遺伝子組換え実験安全委員会がその業務を担う。

- 2 研究・産官学連携推進機構は、研究倫理に関する方針・施策の検討や全般統括を担う。
- 3 研究・産官学連携支援部は各委員会の活動を技術的・運営的に支援する一方、各委員会は実務を担う。
- 4 倫理審査委員会は「新潟医療福祉大学 人を対象とした研究倫理規程」に基づき、人を対象とする研究計画の適合性を審査する。
- 5 動物実験委員会は「新潟医療福祉大学 動物実験実施規程」に基づき、動物実験計画の適合性を審査する。
- 6 遺伝子組換え実験安全委員会は「新潟医療福祉大学 遺伝子組換え実験安全管理規

程」に基づき、遺伝子組換え実験計画の適合性を審査する。

7 各委員会および部門等は、状況に応じて研究倫理の推進、研究倫理教育、研究不正防止に協力する。

(研究者の責務)

第5条 国際的に認められた規範、規約、条約等、国内の法令、告示、指針等及び学内規程等を遵守する。

- 2 生命・個人の尊厳並びに基本的人権や社会の平和・福祉を尊重する。
- 3 学術研究と科学の進展が、社会の信頼と負託によって支えられていることを自覚し、自律的に高い倫理観を持ち、良心と信念に従い行動する。
- 4 異なる分野との連携や国内外にて共同研究を行うに際し、異なる文化や価値観を尊重し、誠意を持って接することでその理解に努める。
- 5 研究活動の開始前に研究計画書を作成し、当該研究計画に必要な倫理審査等を必ず経るものとする

(不正行為・不正使用の防止)

第6条 研究者は、すべての研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行わず、他者による不正行為の防止に尽力する。

- 2 不正行為とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、または盗用をいう。
- 3 研究資金の適切な使用に努めるとともに、法令、学内規程、および研究資金配分機関等が提示する規程および使用ルールを遵守する。
- 4 本学は、研究活動における不正行為・不正使用の防止と適切な対応を図るため、通報窓口を設置し、不正行為・不正使用に関する疑義が生じた場合には迅速かつ公正に調査を行う。
- 5 不正行為・不正使用が認定された場合、本学は関係者に対し、就業規則等に基づき適切な処分を行うとともに、再発防止のための教育および改善策を実施する。

(試料、情報、データ等の利用及び管理)

第7条 研究者は、研究活動において収集又は生成された試料、情報、データ等を、法令、規則及び倫理の範囲内において、それぞれの研究分野のデータ特性を踏まえ適切に保管し、再現性や事後の検証が行えるよう管理する。

- 2 試料、情報、データ等の保存期間及び管理方法は別に定める規程に従うものとし、保存期間中の滅失、改ざん及び漏洩防止に努めるものとする。

(機器、薬品、材料等の安全管理)

第8条 研究者は、研究に用いる機器、薬品、材料等について、関連する法令及び本学の規程を遵守し、安全管理を徹底する。

2 研究活動の過程で生じた廃棄物や使用済み薬品等は、法令及び規程に基づき責任を持って処理するものとする。

(研究成果公表とオーサーシップ)

第9条 研究成果を公表する際、データおよび論拠の学問的信頼性を確保し、公正かつ適切な表現と引用を行う。不適切な引用、不正確な引用や不備、誇大表現や誤解を招く表現などは行わない。

2 前項の公表に際し、オーサーシップや先行研究、既発表データの利用、著作権等に関する、研究組織や研究分野、学会、学術誌等の固有の慣行やルールを尊重する。

3 共同研究者および論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の公表および利用に際しては、必ず明確な同意を得る。

(審査の公平性)

第10条 論文査読や審査委員等の役割を担う際、被評価者に対して予断を持たず、評価基準および審査要綱に従い、公正かつ信念に基づいて評価を行なう。

2 評価の過程で得た情報を正当な理由なく他人に知らせたり、不当な目的で利用せず、当該評価やその過程に関する秘密を保持する。

(研究倫理教育)

第11条 本学は、研究者および研究支援を行う職員を対象とした研究倫理教育を定期的に実施し、研究活動における倫理意識の向上を図る。

2 学部学生の研究倫理教育は、所属学科の研究倫理教育責任者の責任下で定期的に実施する。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、総務会及び大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

(附則)

本規程は、2025年4月1日から施行する。